

IP化の進展に対応した競争ルールの在り方について

平成17年10月28日

総合通信基盤局

料金サービス課

IP化の進展に対応した競争ルールの在り方

1. ブロードバンド市場の現状

2. 電気通信事業分野における競争政策の推移

3. 急速に進展するIP化と市場環境の変化

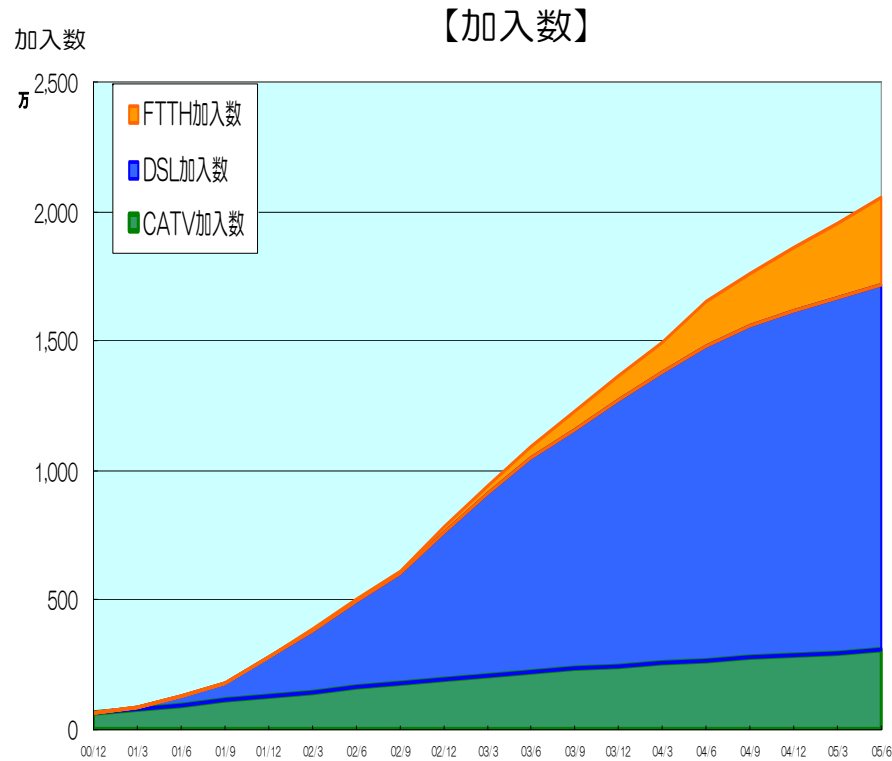
4. 接続政策の現状

5. 料金政策の現状

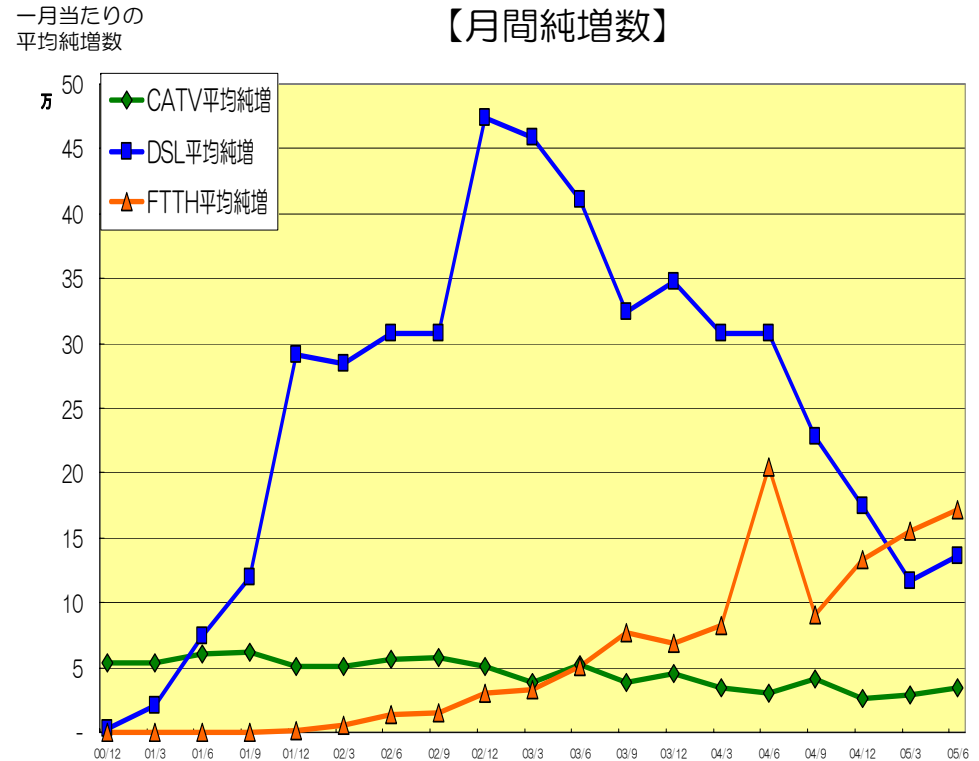
6. IP化の進展に対応した競争ルールの在り方に関する検討項目

ブロードバンドサービスの加入数の推移

- ブロードバンドの加入者については近年急激に拡大（ブロードバンド総加入者数は2,000万を突破）
- 一般家庭向け光アクセスサービスについては、日本が世界に先駆けて2001年3月より提供開始。
- 総加入数では依然DSLが圧倒しているが、純増数ではFTTHがDSLを上回る状況。



	01/03	02/03	03/03	04/03	05/03	05/06
FTTH	200	2.6万	31万	114万	290万	341万
DSL	7万	238万	702万	1,120万	1,368万	1,408万
CATV	78万	146万	207万	258万	296万	306万

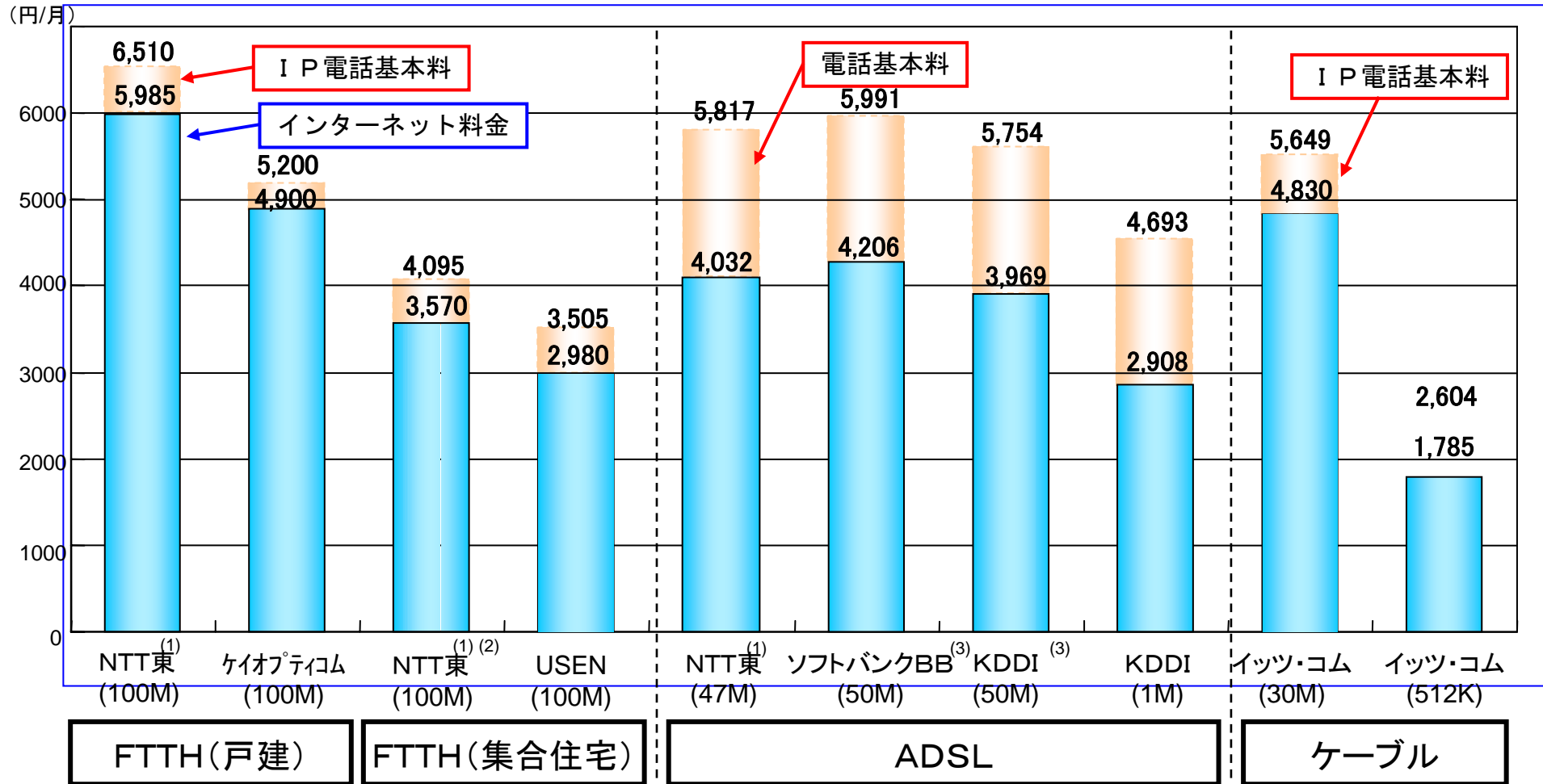


	00/4Q	01/4Q	02/4Q	03/4Q	04/4Q	05/1Q
FTTH	67	5,700	3.3万	8.3万	15.5万	17.1万
DSL	2.0万	7.4万	45.9万	30.8万	11.7万	13.5万
CATV	5.4万	5.1万	3.8万	3.4万	2.9万	3.4万

注) 2004年6月末分より電気通信事業報告規則の規定により報告を受けた契約数を、それ以前は任意の事業者から報告を受けた契約数を集計。
(2004年6月の数値は当該変更の影響により、直近のトレンドと比べ大きくなっている。)

主なブロードバンドの利用料金

- ◆日本ではブロードバンドの競争促進に向け、2000年9月に銅線の加入者回線を、2001年4月に光ファイバの加入者回線をそれぞれアンバンドルするなどの制度整備を実施。
- ◆電話基本料を含めると、FTTHとADSLの価格差は大幅に縮小。



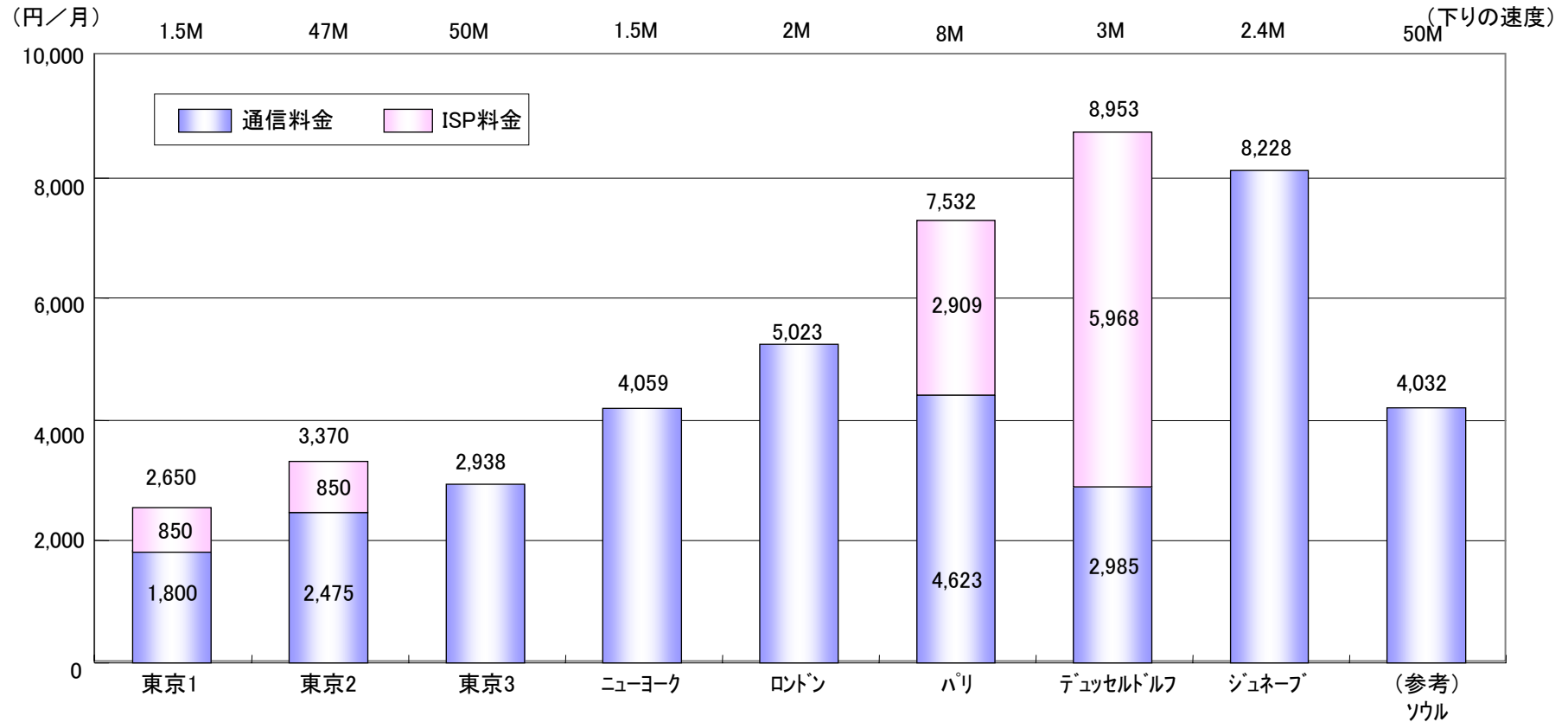
注(1) BB.exciteをISPとした場合

注(2) 16戸ユーザ以上の提供が可能な場合

注(3) IP電話基本料を含む

(出典: 各社のウェブサイト)

インターネット常時接続料金 (ADSL) の国際比較



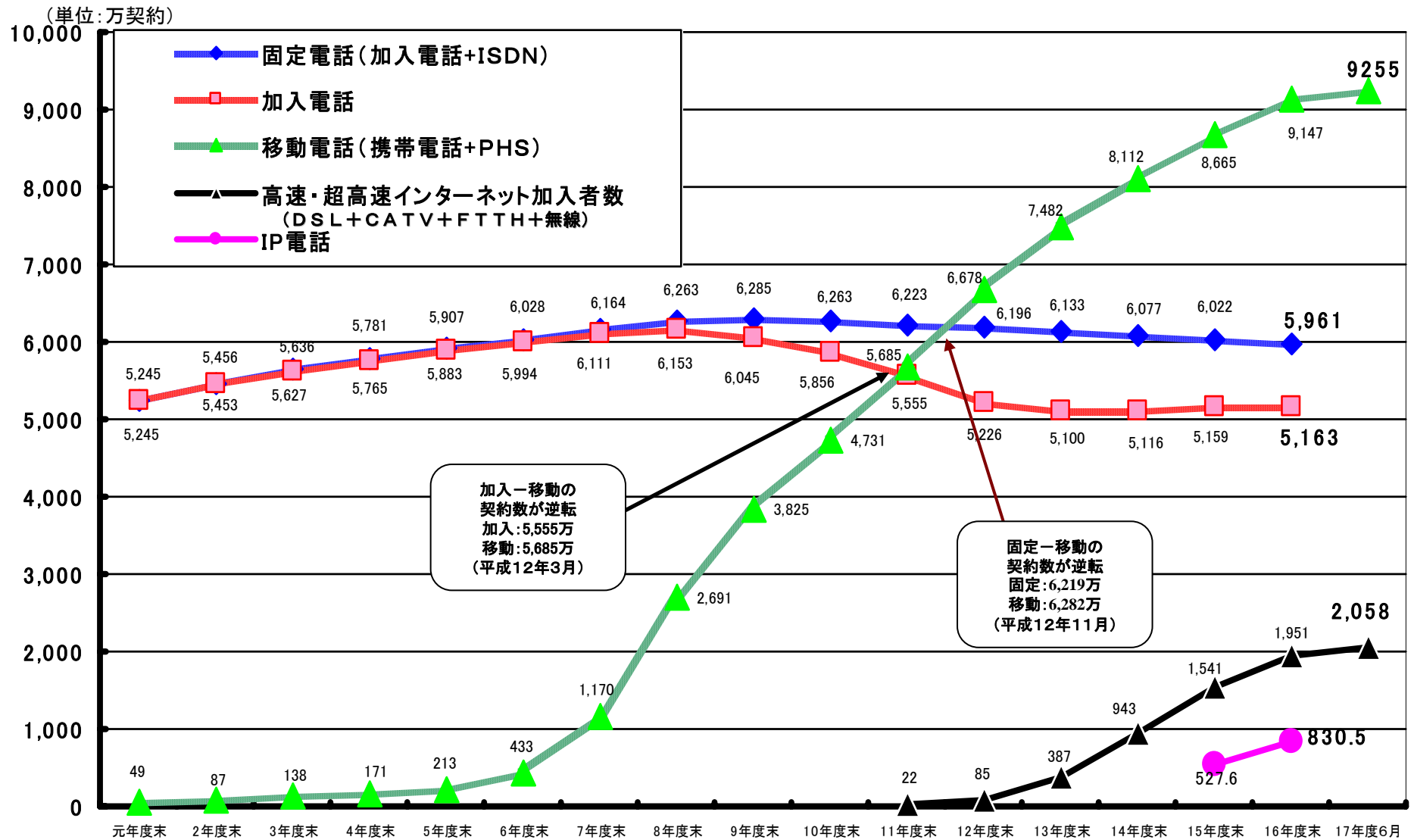
- 注1) 1ヶ月、24時間/1日、常時接続した場合の料金 (モデムリース料金は含まない)
- 2) 東京1は、NTT東日本のフレッツADSL (1.5Mbps、マイライン登録の場合の通信料金：1年目1800円、2年目以降2,340円) + ぷららネットワークスのフレッツ・ADSLセット (ISP接続料金：850円)、東京2は、同じくNTT東日本のフレッツADSL (47Mbps、マイライン登録の場合の通信料金：2,520円) + ぷららネットワークスのフレッツ・ADSLセット (ISP接続料金：850円)。東京3は、ソフトバンクBBのADSLサービス (Yahoo!BB 50M 通信料金+ISP接続料金：2,938円)。
- 3) ニューヨークは、Verizon Communications (1.5Mbps、Month to month契約、通信料金+ISP接続料金：37.95ドル)
- 4) ロンドンは、BTのBT Broadband (2Mbps、通信料金+ISP接続料金：24.99ポンド)
- 5) パリは、FTのLa ligne ADSL (8Mbps、通信料金：33.36ユーロ)+FT Wanadoo (ISP接続料金：20.99ユーロ)
- 6) デュッセルドルフは、DTのT-DSL 3000 (3Mbps、通信料金：21.54ユーロ)+T-online DSL Flat 3000 (ISP接続料金：43.06ユーロ)
- 7) ジュネーブは、スイスコムBroadway ADSL 2400 (2.4Mbps、通信料金+ISP接続料金 (92.00スイスフラン)
- 8) ソウルは、コリアテレコムSpecial II (下り50M/上り4Mbps) 38,250ウォン (100ウォン=10.54円)

加入光ファイバ整備の進展状況

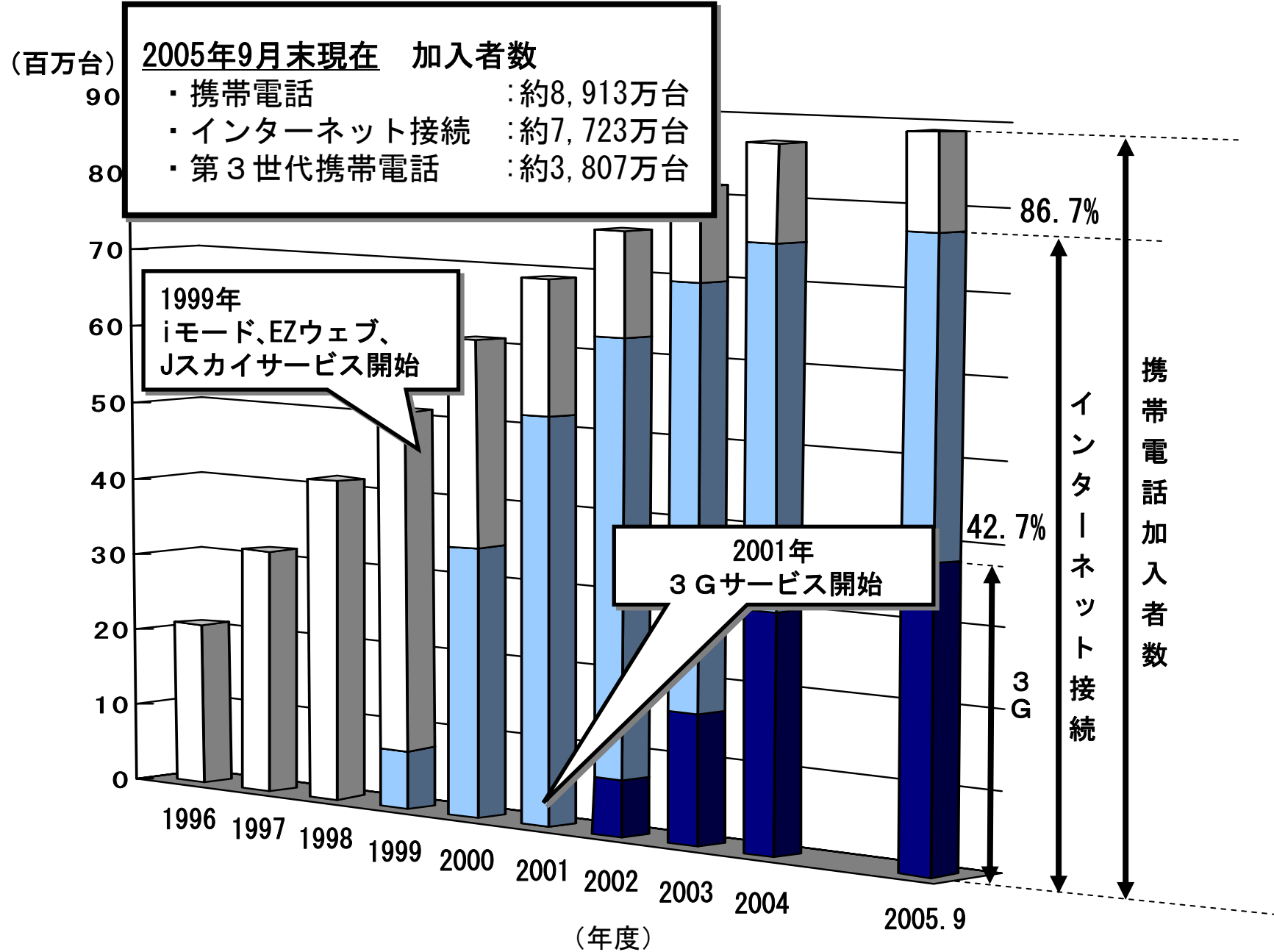
区 分		カバ ー 率								
		96年度末	97年度末	98年度末	99年度末	00年度末	01年度末	02年度末	03年度末	04年度末
政令指定都市及び 県庁所在地級都市	全エリア	28%	34%	44%	56%	61%	77%	89%	94%	95%
	ビジネスエリア	74%	89%	92%	93%	94%	95%	97%	97%	98%
人口10万以上の 都市等	全エリア	11%	13%	22%	31%	40%	54%	73%	86%	88%
	ビジネスエリア	48%	59%	69%	72%	72%	77%	85%	87%	89%
そ の 他		5%	6%	8%	14%	22%	38%	49%	59%	65%
全 国		16%	19%	27%	36%	43%	59%	72%	80%	<u>84%</u>

注)「ビジネスエリア」とは、事務用加入比率が50%以上のエリア

固定からIP、モバイルへの移行(加入者数)



携帯電話加入者数の推移



無線系アクセスの多様化

UWB

(Ultra Wide Band)

- 通信距離・速度： 10m程度・100Mbps程度
- 周波数帯： 3.1～10.6GHzのうち、概ね500MHz幅以上を占有
- 2002年2月にFCCが民間利用を許可、欧州においても導入に向け検討中
- わが国では、情通審UWB無線システム委員会において、既存無線システムへの影響を考慮した技術基準について検討中(平成18年3月目処)

無線LAN

- 通信距離・速度： 数百m程度・2～54Mbps程度
- 周波数帯： 2.4GHz、5GHz
- 802.11a・802.11bは1999年に、802.11gは2003年6月IEEEによって承認
- わが国では2002年4月から商用サービスを提供

FWA

(Fixed Wireless Access)

- 通信距離・速度： 数km程度・46～100Mbps程度
- 周波数帯： 5GHz、22GHz、26GHz、38GHz
- わが国では1998年12月に制度化

WiMAX

(Worldwide interoperability
for Microwave Access)

- 通信距離・速度： 2～10km程度・75Mbps程度(固定系)、数km程度・15Mbps程度(移動系)
- 周波数帯： 検討中
- 固定通信用(IEEE802.16-2004)は2004年6月に標準化
- 移動通信用(IEEE802.16e)は2005年12月を目途に標準化を検討中
- わが国では、ワイヤレスブロードバンド推進研究会(2004年11月開催)において、次世代PHS等、その他同様の技術と共に、5～10年後のワイヤレスブロードバンドを見越した具体的なシステム、導入に向けた周波数再編方策等について検討中(2005年12月目処)

次世代ネットワーク（NGN）の国際標準化の動向

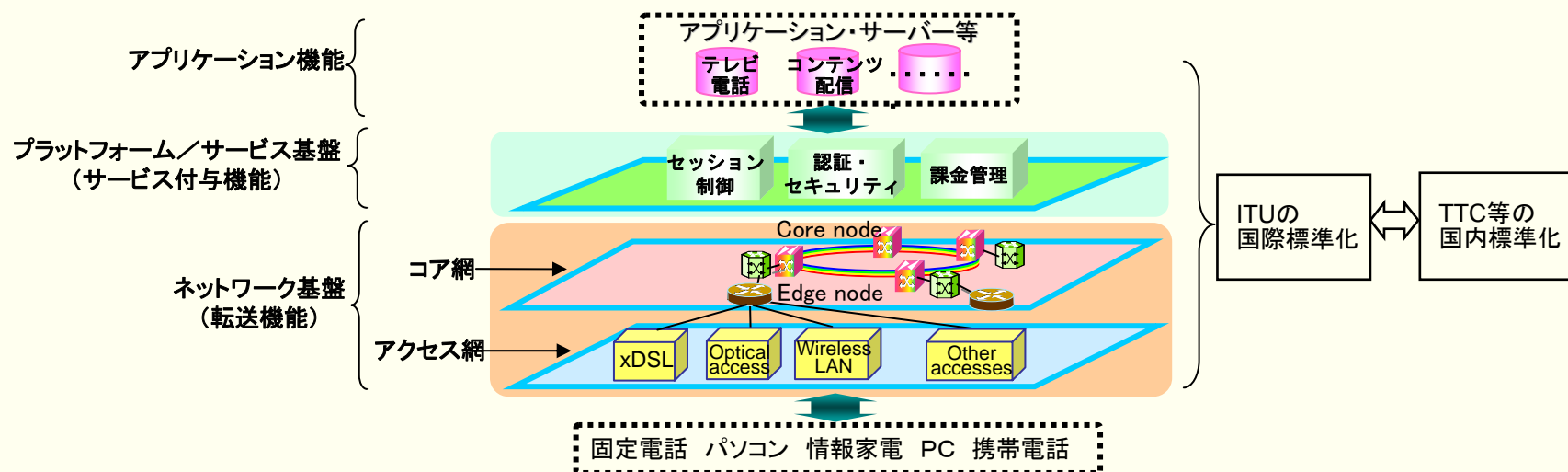
- 従来のPSTNに代わる次世代ネットワーク(NGN)の標準化は2003年にITUにおいて開始。
→2006年初旬にはアーキテクチャ(第1版)が決定される予定。
- 国内においては、情報通信審議会が(社)情報通信技術委員会(TTC)と協力しつつ検討。

<NGNの主な特徴>

ネットワーク基盤(転送機能)とサービス基盤(サービス付与機能)の分離

- ・転送機能はIPプロトコルを基本とすることを想定
- ・サービス付与機能は、ネットワーク基盤に依存せず、電話の基本・付加機能やテレビ電話、コンテンツ配信などのサービス固有機能を提供

→各機能毎に自由度の高い機器の開発・配備、最新の要素技術への柔軟な対応、多様なビジネス展開が可能



IP化の進展に対応した競争ルールの在り方

1. ブロードバンド市場の現状

2. 電気通信事業分野における競争政策の推移

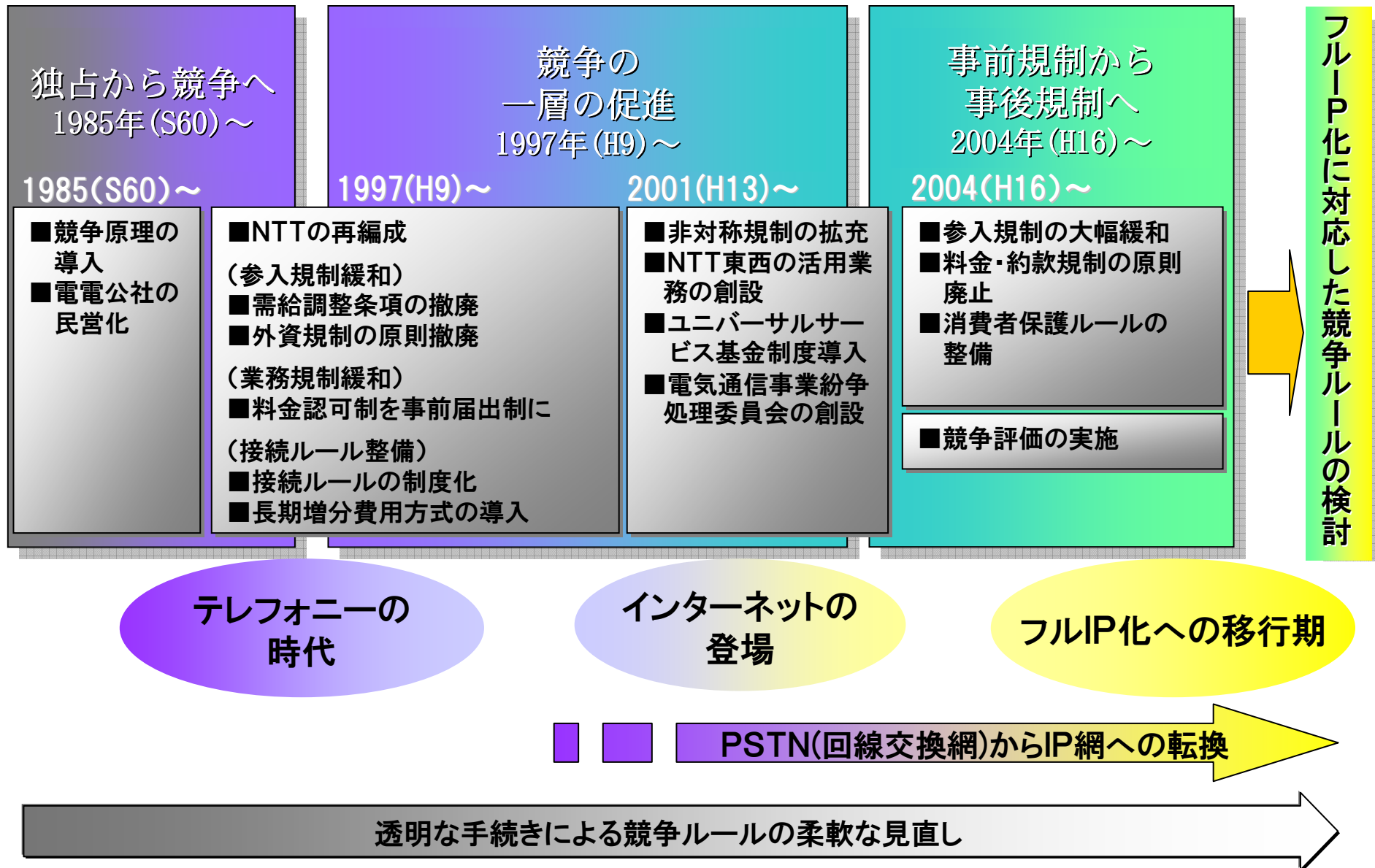
3. 急速に進展するIP化と市場環境の変化

4. 接続政策の現状

5. 料金政策の現状

6. IP化の進展に対応した競争ルールの在り方に関する検討項目

電気通信分野の競争ルールの変遷



電気通信事業に関する競争ルールの特組み

② 事業の展開(サービス提供、ネットワーク構築)

利用者向けルール

- 料金・契約約款規制の原則廃止(サービス提供条件の原則自由化)
- 一般消費者向けサービスについての重要事項の説明義務
- 利用者からの苦情・問合せに対する適切かつ迅速な処理義務
- 上記義務への違反その他利用者利益を阻害する場合には業務改善命令

事業者間ルール(公正競争ルール)

- 接続ルール
 - NTT東西の一種指定設備(接続約款の認可等)
 - NTTドコモ等の二種指定設備(接続約款の届出等) 等
- 支配的事業者に対する禁止行為規定、違反に対する停止・変更命令
- 不当な競争を引き起こす料金に対する業務改善命令
- 事業者による意見申出制度、総務省による報告聴取・立入検査
- 紛争処理スキーム
 - 総務大臣による命令・裁定
 - 紛争処理委員会によるあっせん・仲裁

①

事業への参入・事業内容の変更

【参入・変更手続】

- 許可制は廃止(登録/届出)。
- 設備変更、業務エリアの拡大等も一層柔軟に。

③

事業の休止・廃止

【退出手続】

- 許可制は廃止。
- 利用者に対する事前周知が必要。

電気通信事業分野における競争評価の実施

- 電気通信市場が成熟し、規制緩和が急速に進む中で、競争評価は主要な政策ツールの1つ。
- IP化・ブロードバンド化によって変化を続ける市場の競争状況を政策展開に反映するため、平成15年度より実施。

電話の時代

インターネット・IPの時代

競争の導入

■競争原理の導入

- 電電公社の民営化
- 電気通信事業法制定

競争の促進

■ネットワークのオープン化

- NTT東西等の指定設備に対する接続規制の導入
- 長期増分費用方式の導入

■ドミナント規制

- ドミナント事業者による反競争的行為の類型化と禁止

■参入規制の緩和

- 需給調整条項の撤廃
- 外資規制の原則撤廃

■紛争処理制度の充実

- 電気通信事業紛争処理委員会の設立

競争の評価

■改正電気通信事業法の施行

- 参入規制の大幅緩和
- 料金・約款規制の原則廃止

■利用者保護の充実

- 改正法に基づく利用者保護ルールの整備
- プロバイダ責任制限法制定
- スпам対策法制定

■競争評価の実施

- 市場構造が複雑化する中で、市場における競争状況を分析・評価し、正確に把握

評価結果を広く公表し、政策に反映

- 評価報告書を刊行
- コンファランス等を開催

関連する様々なデータを収集・公開

- データブックを刊行

電気通信事業紛争処理委員会

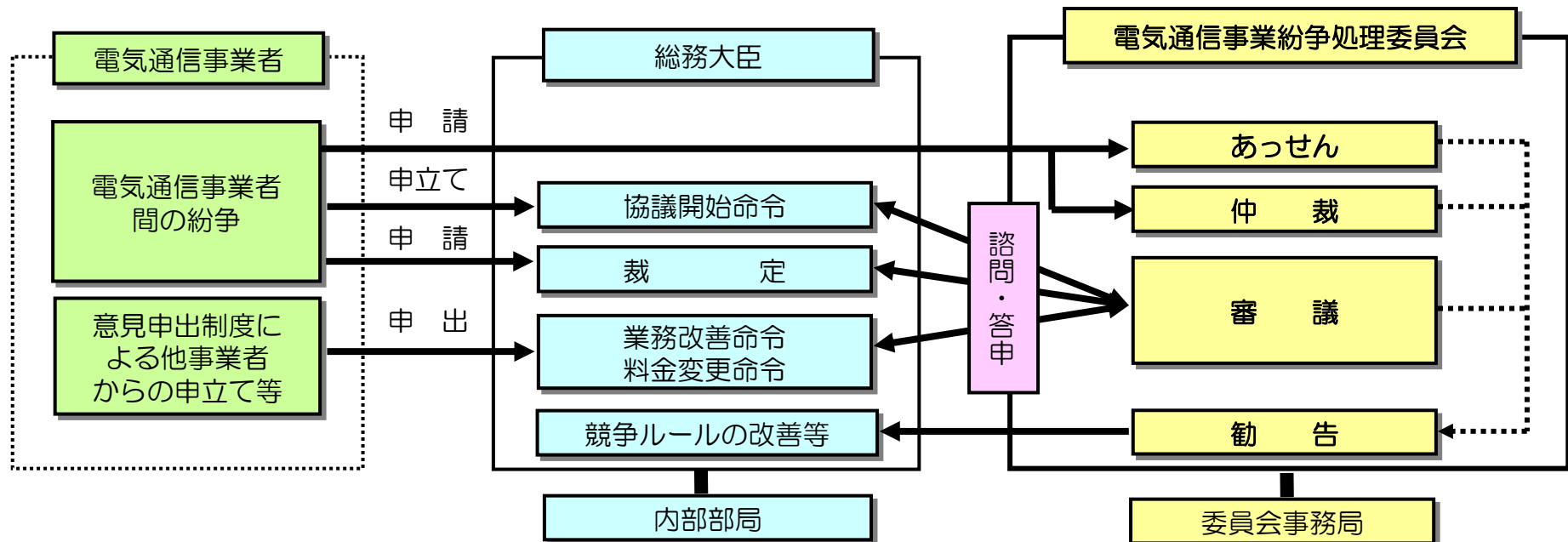
1 委員会設置の背景

電気通信事業分野において

- ① 事業者数の増加とサービスの高度化・多様化に伴い、事業者間のネットワーク接続等を巡る紛争事案も増大かつ複雑化
- ② 事前規制からルール型行政への移行に伴い、事後的な紛争解決を迅速かつ円滑に行う必要性が増大

⇒電気通信事業者間の紛争処理事務を専門的に取り扱う機関として、総務省の中に許認可部門から組織的に独立した「電気通信事業紛争処理委員会」を設置（H13.11.30）

2 委員会の機能



電気通信事業分野における消費者保護策

消費者支援策の推進

- 「電気通信消費者支援連絡会」の開催(消費者団体、事業者団体との意見交換等)
- 電気通信事業法の消費者保護ルール(重要事項説明義務、苦情処理義務)の運用
- 電気通信サービスに係る広告表示の適正化の推進
- 消費者への情報提供・周知の推進(電気通信サービスモニター制度の推進等)
- 「電気通信消費者相談センター」の運営(苦情・相談等受付)

電気通信の不適正利用対策

- インターネット上の違法・有害情報対策の推進(プロバイダ責任制限法及び関係ガイドラインの運用等)
- 迷惑メール対策の推進
- 振り込め詐欺対策の推進(携帯電話不正利用防止法の運用等)
- フィッシング対策の推進
- モバイルフィルタリング技術の研究開発の推進
- 電気通信事業分野における個人情報保護の推進

IP化の進展に対応した競争ルールの在り方

1. ブロードバンド市場の現状

2. 電気通信事業分野における競争政策の推移

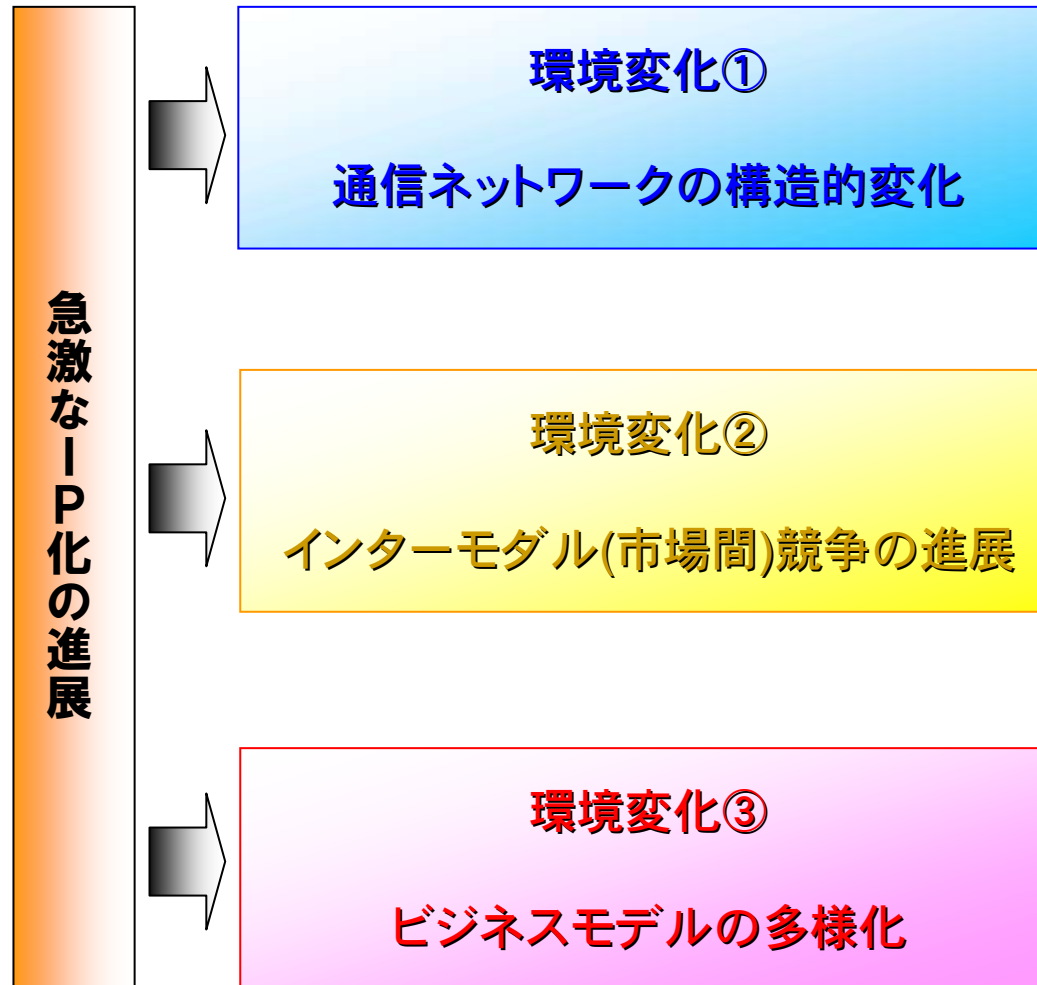
3. 急速に進展するIP化と市場環境の変化

4. 接続政策の現状

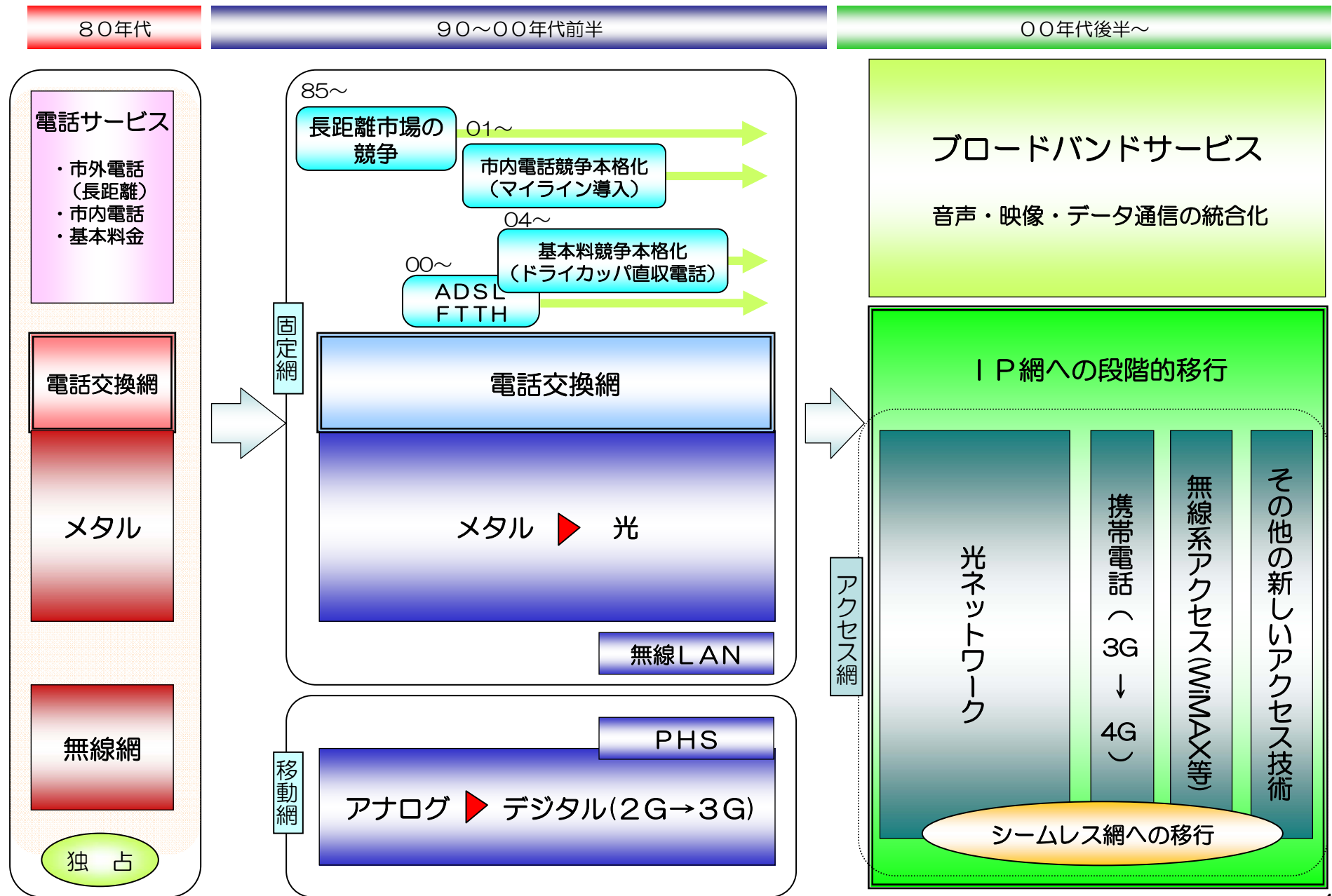
5. 料金政策の現状

6. IP化の進展に対応した競争ルールの在り方に関する検討項目

急速に進展するIP化と市場環境の変化



環境変化①:通信ネットワークの構造的変化



(参考1)NTTグループ中期経営戦略の概要(2004年11月10日発表)

1 次世代ネットワークへの移行

- 次世代ネットワーク(端末機器からネットワークまで一貫してIP化したネットワーク)を構築
- 「メタルから光」「固定電話網から次世代ネットワーク」へ切り替えることとし、その方針を2010年までに策定
- 2010年には、3000万(全加入者6000万)のお客様が光アクセスと次世代ネットワークにシフト

2 競争力の強化と財務基盤の確立

- 固定通信事業のコストは、2010年に8,000億円の削減を目標とする
(設備投資は、従来の設備投資額と概ね同程度の水準—今後6年間で5兆円—で実施)
- 次世代ネットワークを活用したソリューションやノトラヒックビジネスにおいて、2010年に5,000億円の売り上げ増を目指す

(参考2) KDDIの固定電話網IP化計画の概要(2004年9月15日発表)

1 これまでの取り組み(新規サービスの開始)

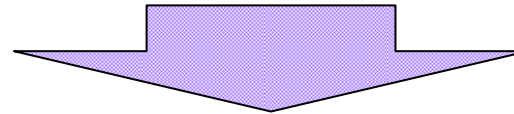
- KDDIは、2003年10月に、FTTHにより、映像、高速インターネット、高品質なIP電話のトリプルプレイサービスを提供する「KDDI光プラス」を開始
- また、2005年2月には、加入者電話回線(メタル回線)をKDDIのIP網にダイレクトに接続する(NTTの交換機を経由しない)サービス「KDDIメタルプラス」を提供開始

2 固定電話網のIP化のスケジュール

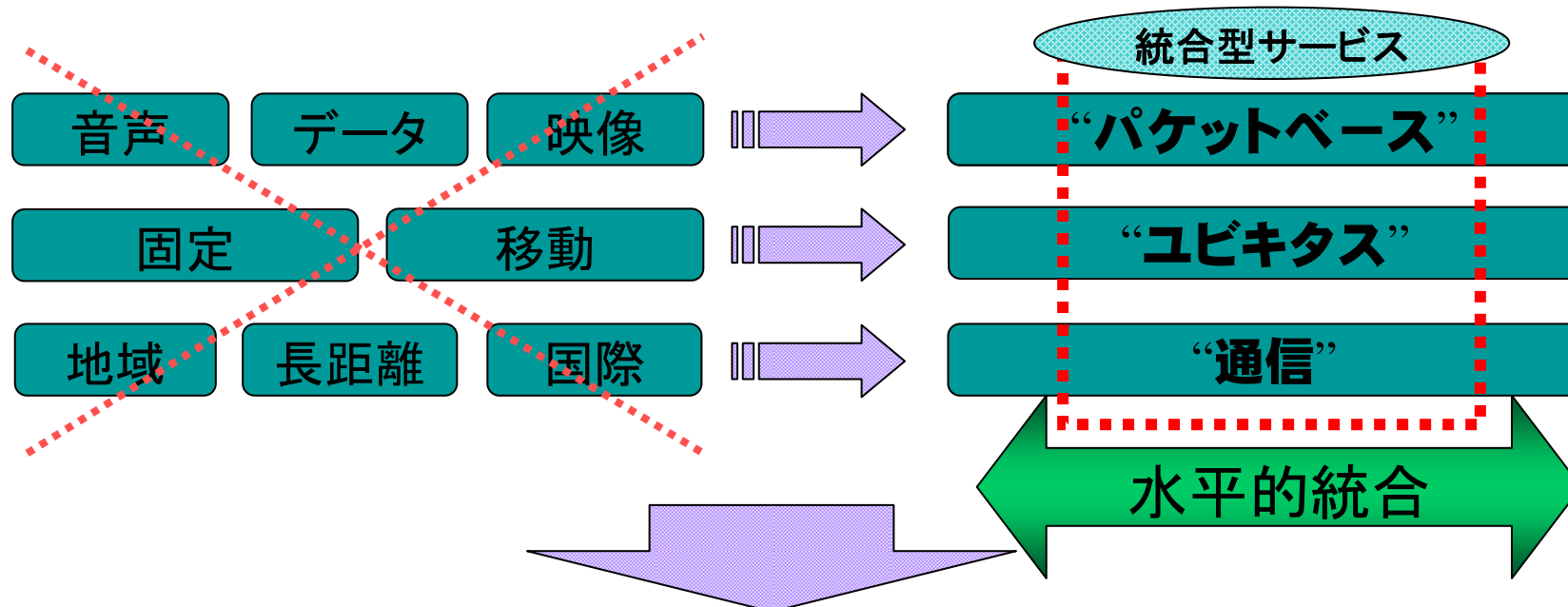
- KDDIとしては、世界に先駆けて固定網のIP化を完了し、ブロードバンドを利用しない加入者にも、IP技術により低廉なサービスを提供したい考え
- 具体的には、2005年度より既存固定電話網のIP化に着手し、ソフトスイッチへの置換を2007年度末までに完了
- 固定電話網をIP化することで、IP電話系の新しいサービスの導入が容易な環境を構築

環境変化②: インターモダル競争の進展

PSTNからIPの時代へ
("Everything over IP"の時代)



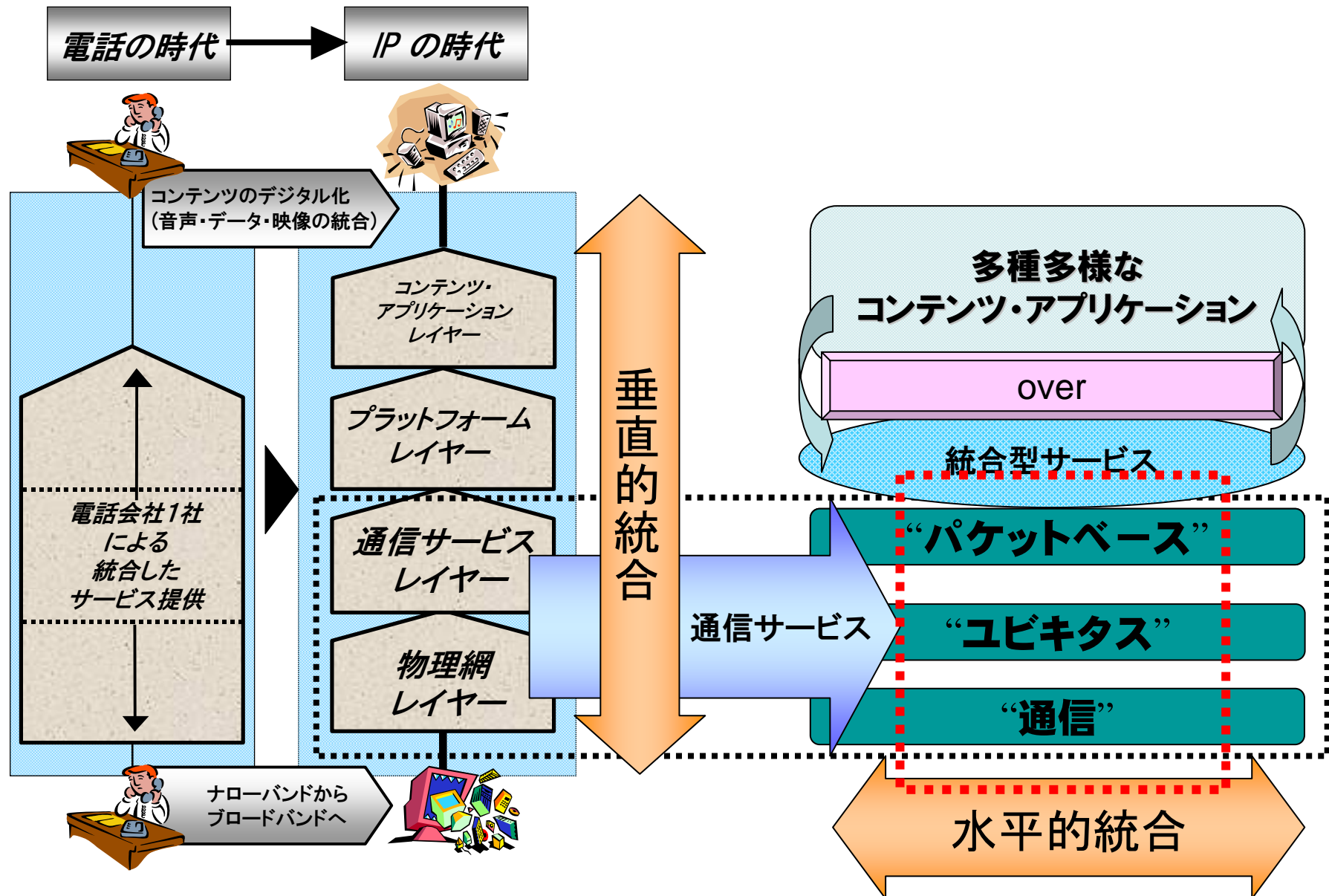
市場構造の劇的な変化 (パラダイムシフト)



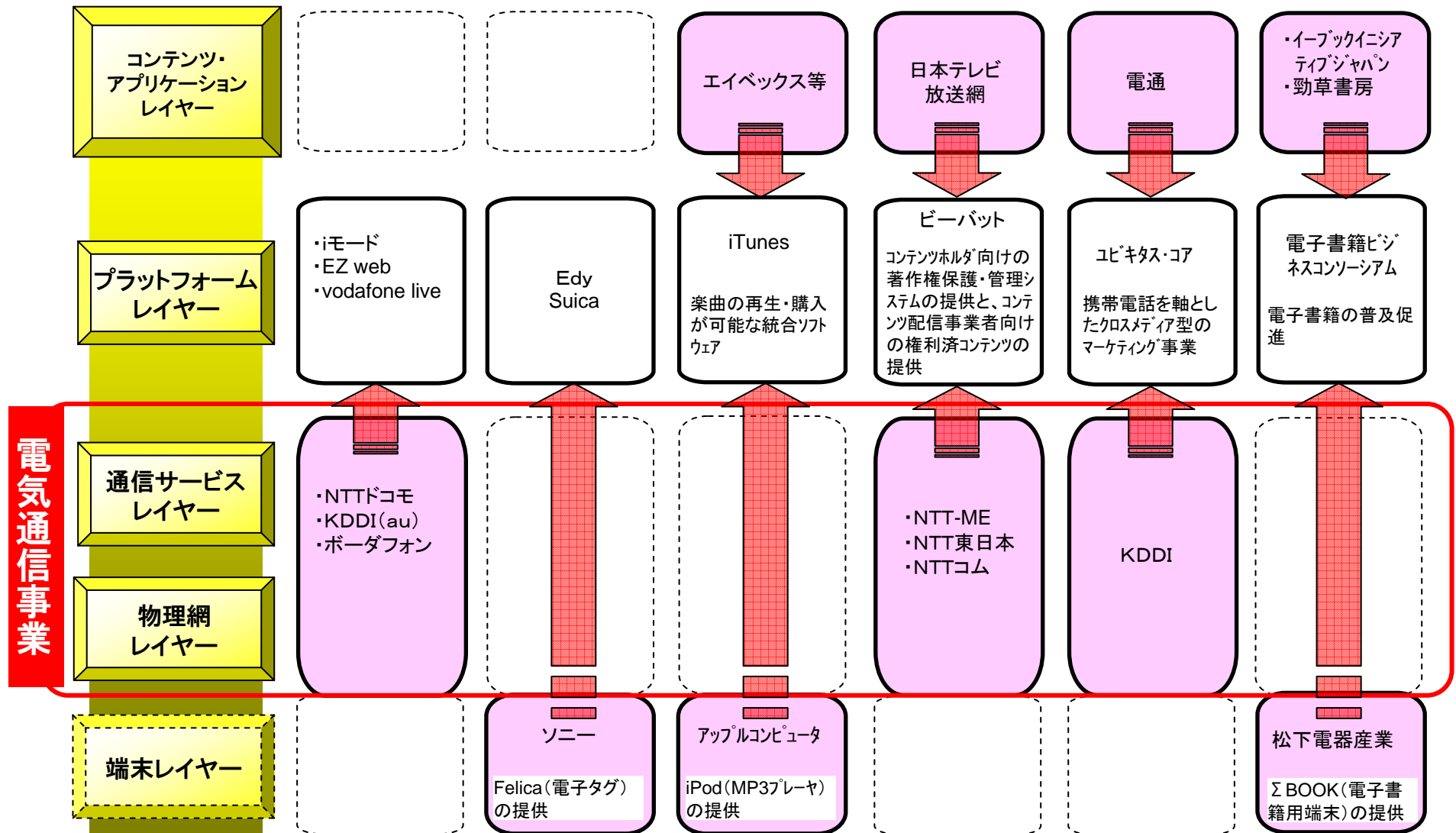
イントラモダル(市場内)競争からインターモダル(市場間)競争へ

(例) FMC(Fixed and Mobile Convergence), 通信と放送の融合

環境変化③:ビジネスモデルの多様化



多様化するブロードバンド型ビジネスモデル(例)



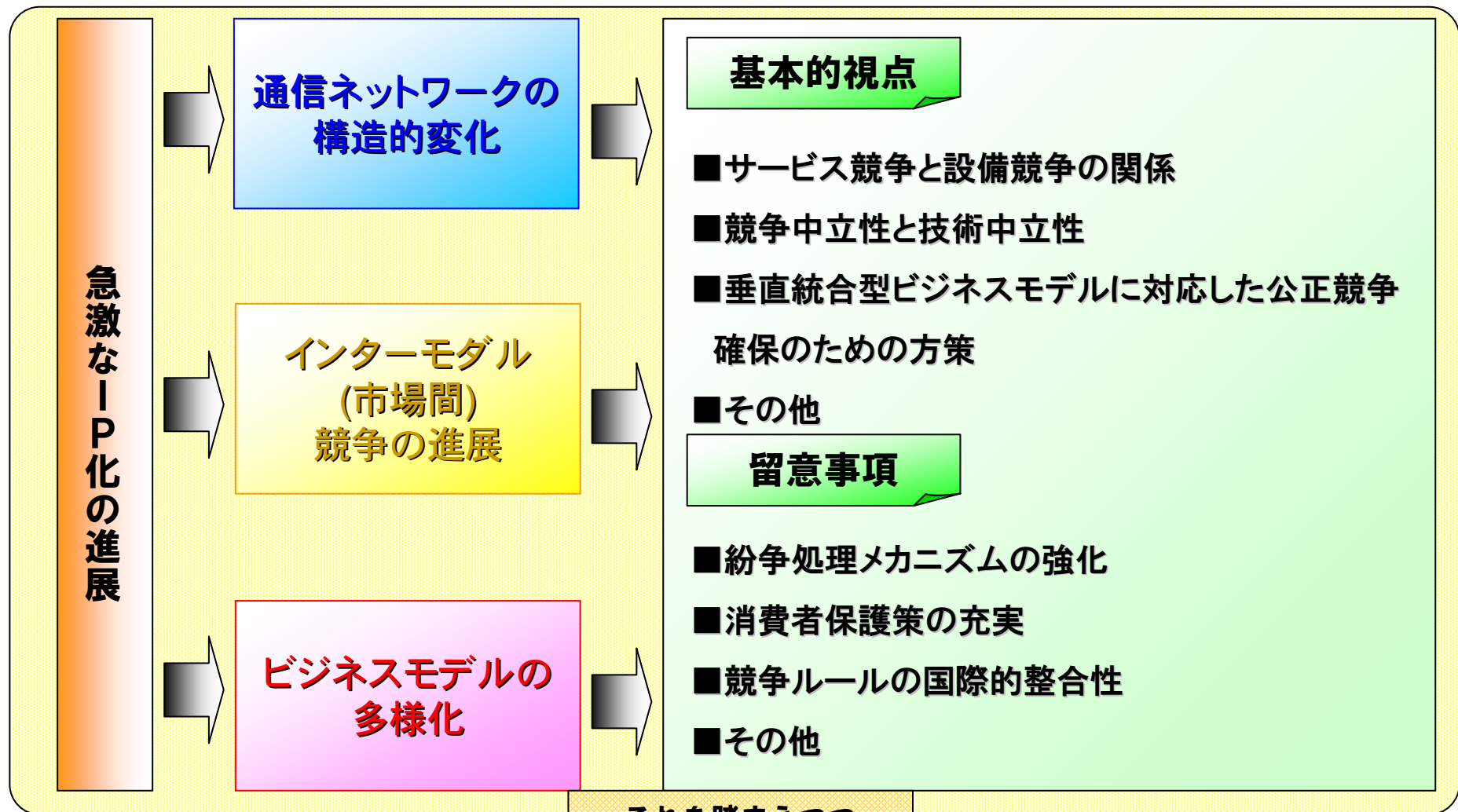
(注1)「プラットフォームレイヤー」の機能

認証・課金、著作権管理(DRM)、取引仲介などの機能を指し、「コンテンツ・レイヤー」と「通信サービスレイヤー」の橋渡しの役割を果たす。

(注2)本資料は、懇談会事務局において試行的に取りまとめたものであり、内容については、資料に記載されている法人の了承を得たものではありません。

【出典：総務省「ユビキタスネット社会におけるプラットフォーム機能に関する研究会」第2回資料4を基に作成】

料金・接続政策の基本的視点



これを踏まえつつ

IP化に対応した包括的な料金・接続政策の検討が必要

- 接続政策
- 料金政策
- ユニバーサルサービス政策

本年10月
情通審答申

IP化の進展に対応した競争ルールの在り方

1. ブロードバンド市場の現状

2. 電気通信事業分野における競争政策の推移

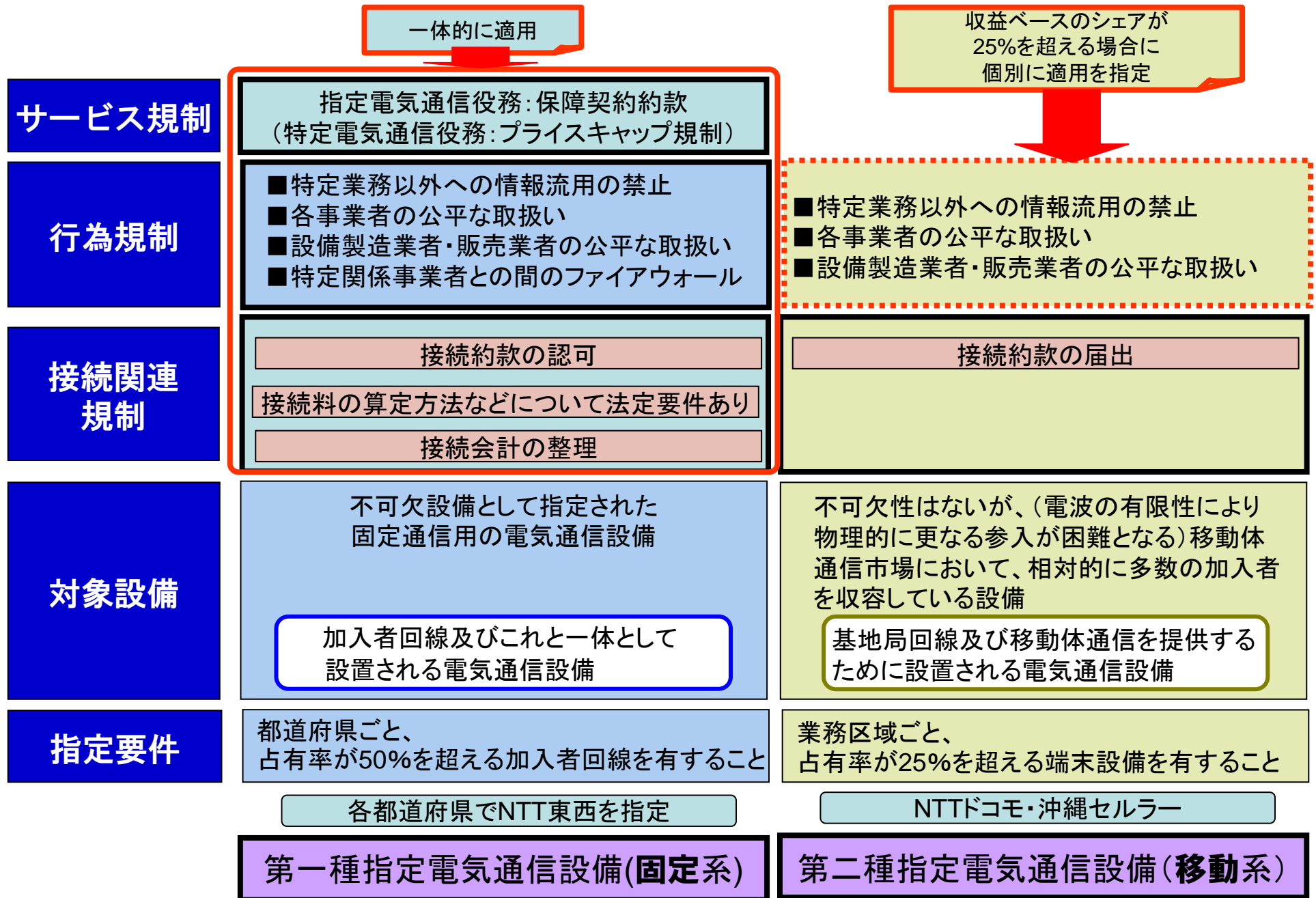
3. 急速に進展するIP化と市場環境の変化

4. 接続政策の現状

5. 料金政策の現状

6. IP化の進展に対応した競争ルールの在り方に関する検討項目

指定電気通信設備制度の枠組み



接続制度の経緯

1985年度 電気通信事業法制定、新規事業者（NCC）参入
各事業者が利用者から個別に料金徴収（ぶつ切り料金）

1993年度 エンド・エンド料金導入
事業者間協議による接続料の設定

1997年度 電気通信事業法改正
指定電気通信設備制度導入

2000年度 電気通信事業法改正
長期増分費用方式（LRIC）導入

- 第1次モデル(2000年度～2002年度の接続料算定に適用)
- 第2次モデル(2003年度・2004年度の接続料算定に適用)
- 第3次モデル(2005年度～2007年度の接続料算定に適用)

加入者回線のアンバンドル（銅線）

コロケーションルールの整備

2001年度 指定電気通信設備の範囲の見直し
データ伝送役務の提供に係る設備についても指定

加入者回線のアンバンドル（光ファイバ）

地域IP網のアンバンドル

電気通信事業法改正
第二種指定電気通信設備制度導入

接続の基本ルールの策定

接続の基本ルールの
先行的見直し

接続の基本ルールの
見直し

法施行後3年を目途に接続制度について検討

接続料の算定方式

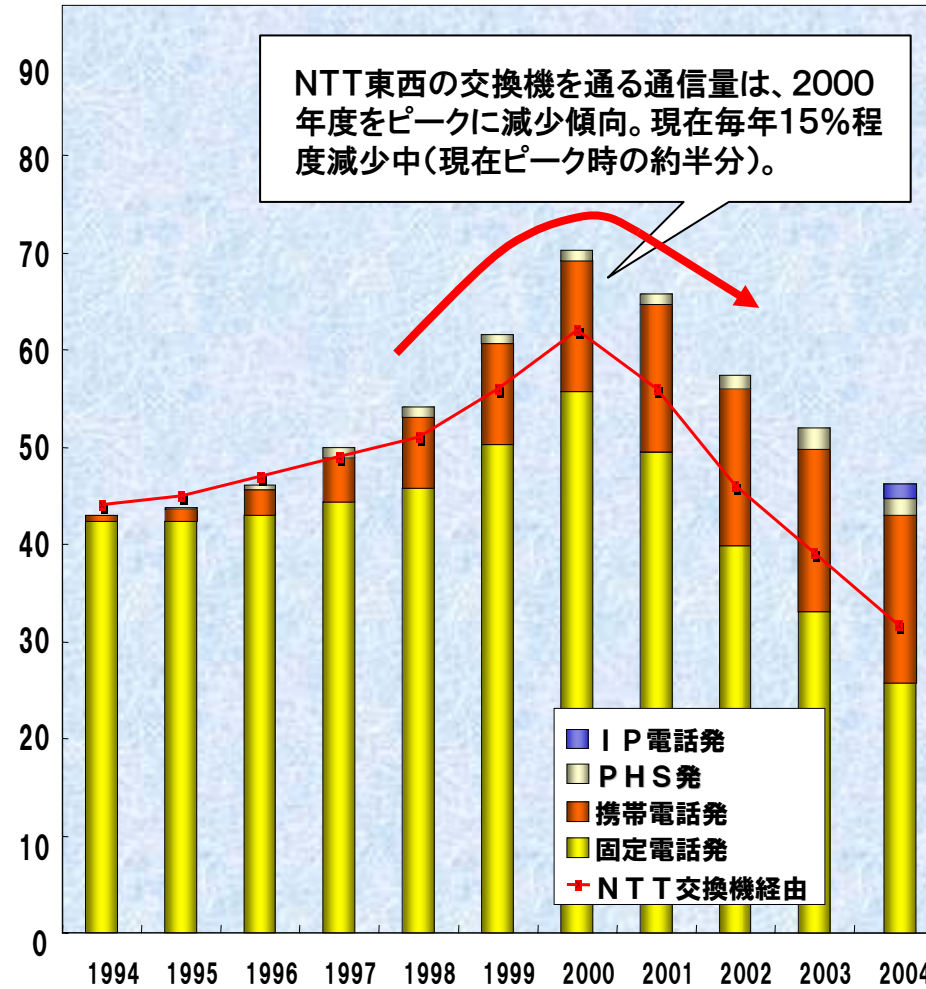
算定方式		主な対象機能
長期増分費用方式 (LRIC)		<ul style="list-style-type: none"> ・加入者交換機 ・中継交換機 ・加入者交換機－中継交換機回線(共用型) ・加入者交換機－中継交換機回線(専用型) ・信号網 ・PHS基地局回線
実際費用 方式	将来原価 方式	<ul style="list-style-type: none"> ・加入者回線(光ファイバ)【注】 ・地域IP網、IP関連装置(GE-PON、メディアコンバータ等)
	実績原価 方式	<ul style="list-style-type: none"> ・加入者回線(銅線) ・中継光ファイバ回線 ・専用線 ・番号案内 ・公衆電話
キャリアズレート		<ul style="list-style-type: none"> ・ISDN加入者回線(INS1500) ・専用線

【注】 加入者系光ファイバの現行接続料は、H13～19(7年間)の原価・需要の予測値に基づき算定されている。

PSTNに係る通信量と接続料の推移

【通信量の推移】

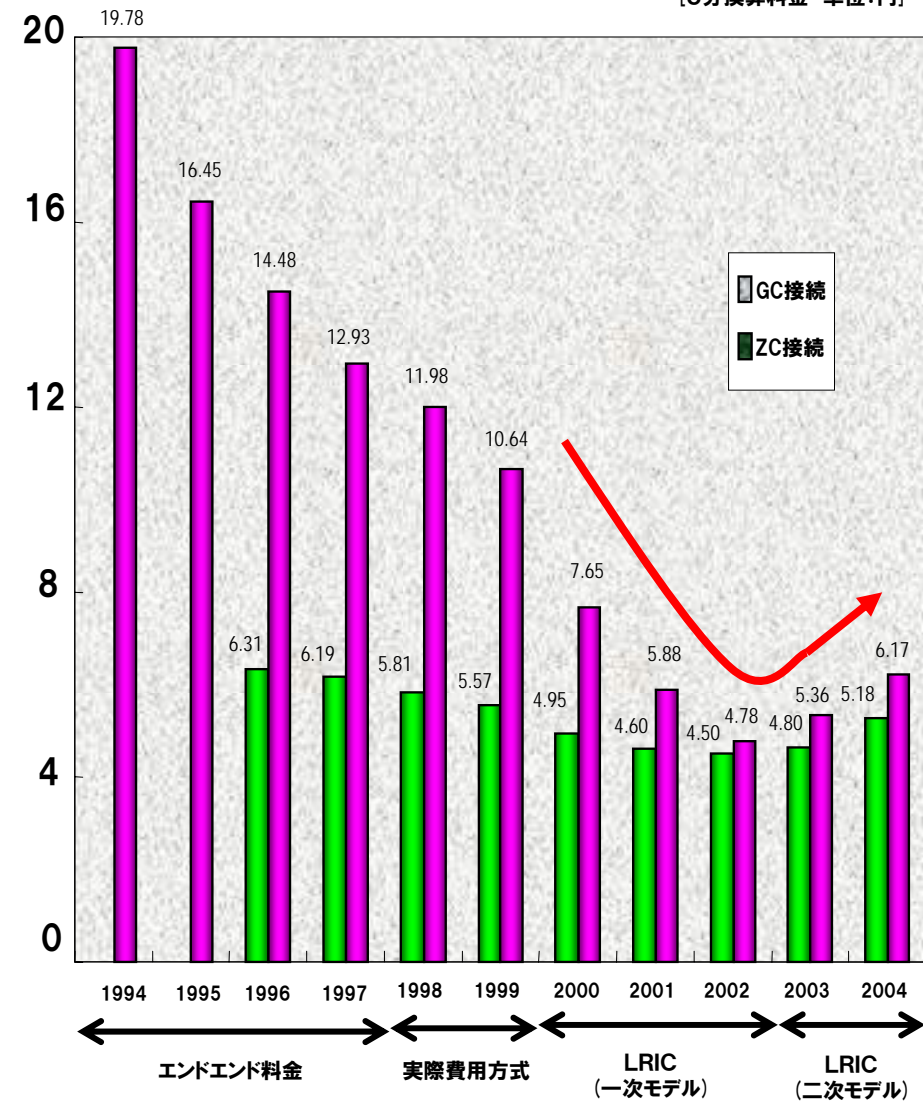
(億時間)



【接続料の推移】

(円)

[3分換算料金 単位:円]



PSTNの接続料の現状

■ 現状の傾向のまま通信量が減少すると、接続料は現在の利用者料金を上回る可能性があったため、費用の算定方法を見直すことで、平成17年度以降の接続料の上昇を抑制。

1 平成17～19接続料導入時の見直し

①モデルの見直し

17～19年度に適用するLRICモデルについて、耐用年数等のロジックを見直し。

→従来モデルに比べ、費用を10%強低減

②NTSコストの控除

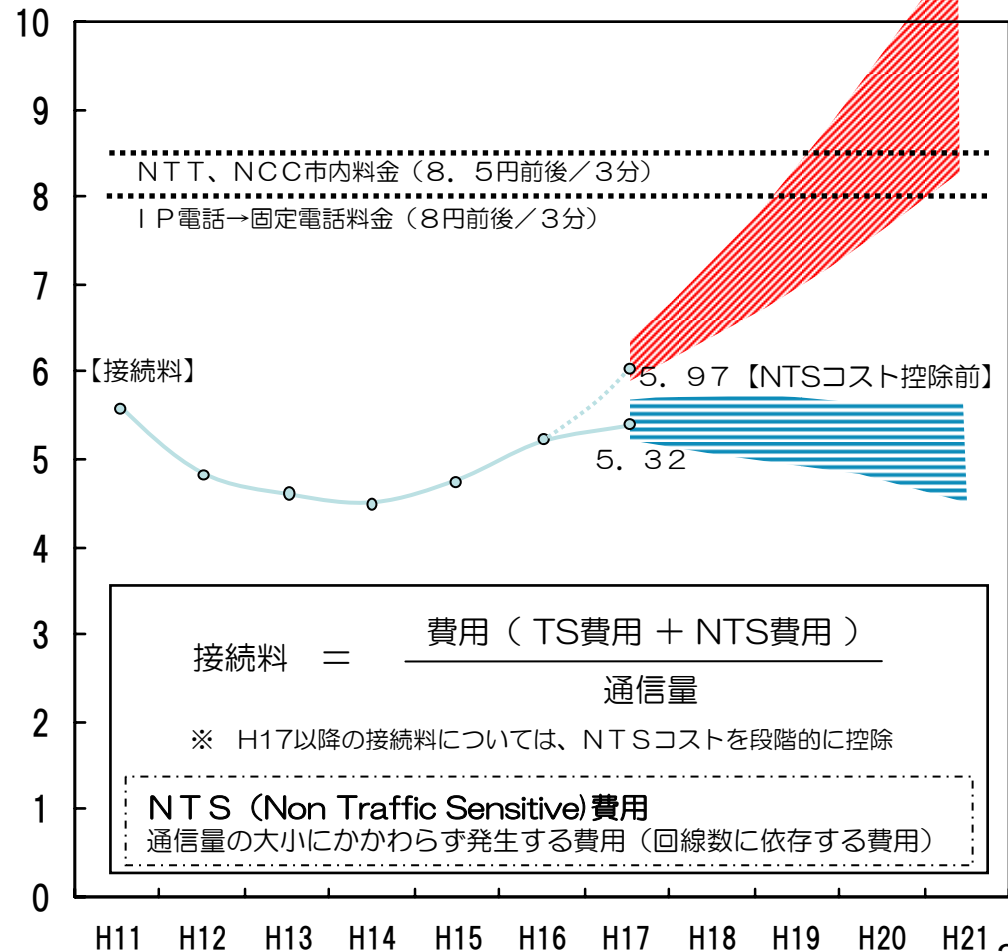
これまで電話網の接続料原価には加入者回線数に依存するコスト(NTSコスト)の一部(加入者ポート等)を含めてきたが、17年度から5年かけてこれを段階的に接続料原価から控除。

→毎年度600億円程度づつ費用が低減

2 H18年度接続料の算定スケジュール

- 17年 8月 入力値公募
- 10月 長期増分費用モデル研究会
- 12月 接続料規則改正諮問(1月答申)
- 18年 2月 接続約款変更諮問(3月答申)
- 4月～ 平成18年度接続料適用

【加入者交換機接続、円/3分】



IP化の進展に対応した競争ルールの在り方

1. ブロードバンド市場の現状

2. 電気通信事業分野における競争政策の推移

3. 急速に進展するIP化と市場環境の変化

4. 接続政策の現状

5. 料金政策の現状

6. IP化の進展に対応した競争ルールの在り方に関する検討項目

料金規制の経緯

1985年 電気通信事業法制定 新規事業者(NCC)参入
(S60) ■電気通信サービスの料金は事前認可制

認可制

1996年 電気通信事業法改正
(H8) ■移動体通信料金を届出制へ移行

届出制

1998年 電気通信事業法改正
(H10) ■長距離、国際料金等を届出制へ移行

2000年 プライスキャップ規制導入
(H12) ■1998年の法改正を受け、NTT東西の加入電話、ISDN、専用線料金にプライスキャップ規制を導入

- 第1期(2000.10~2003.10に適用)
- 第2期(2003.10~2006.10に適用)
- 第3期(2006.10~の適用に向け検討開始予定)

2004年 電気通信事業法改正
(H16) 特定の役務を除き原則デタリフ化

【特定の役務】

- 基礎的電気通信役務: 契約約款を作成し総務大臣に届出
- 指定電気通信役務 : 契約約款を作成し総務大臣に届出
- 特定電気通信役務 : プライスキャップ規制の対象

デタリフ化

料金政策の基本的枠組み

- 料金その他の提供条件については、原則、非規制。
電気通信役務の料金その他提供条件については、契約約款の作成やその事前届出が原則不要。
例：県間通話、携帯電話、ADSL、国際電話等

ただし、極めて公共性の高い分野や、市場支配力を有する事業者が存在する分野においては、市場メカニズムを補完する等の政策的観点から、行政による一定の規制が必要

基礎的電気通信役務

⇒ 契約約款を作成し、総務大臣に届出。

国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供が確保されるべき電気通信役務。

対象：加入電話（加入者回線アクセス、市内通話、離島特例通話、緊急通報）、公衆電話（第一種公衆電話の市内通話、離島特例通話、緊急通報）

指定電気通信役務

⇒ 保障契約約款を作成し、総務大臣に届出。

ボトルネック設備を設置する電気通信事業者が、それらの設備を用いて提供するサービスであって、他の電気通信事業者による代替的なサービスが十分に提供されない電気通信役務。

例：NTT東西の加入電話・ISDN・公衆電話・専用線・Bフレッツ・フレッツISDN等

特定電気通信役務

⇒ プライスカップ規制の対象。

指定電気通信役務であって、利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務。

例：NTT東西の加入電話・ISDN・公衆電話・専用線

※ 料金の適正性を担保するため、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものである場合等において、

- ① 約款化された料金については契約約款変更命令
- ② デタリフ化された料金については業務改善命令を課すことが可能。

プライスカップ規制の概要

■ 電気通信事業分野の料金は、平成10年の電気通信事業法改正によって原則届出制となっているが、地域通信市場においては競争が十分に進展していないことから、NTT東西の主要なサービス(音声伝送役務、専用役務)についてはプライスカップ(3年間適用)を設けて料金規制を実施。

■ NTT東西の提供する「音声伝送役務(電話・ISDN)」「専用役務」の区分ごとに全体の料金水準の上限(プライスカップ)を定める。

- ① 区分毎の料金水準が上限を超えることは原則として認めない。
(必要と認められる場合に限り認可)
- ② 上限の範囲内であれば、事業者は個々の料金を届出のみで自由に設定できる
(インセンティブ規制)。

■ 基準料金指数

= 前期の基準料金指数 × (1 + 前期のCPI変動率 - X値(生産性向上見込率))

プライスカップ規制の対象範囲

- (1) 音声伝送役務(電話、ISDN)と専用役務の区分(バスケット)毎にプライスカップを設定する。
- (2) 電話及びISDNサービスのうち、独占的に提供されている加入者回線設備を用いて提供されるサービスについては、不当な内部相互補助を防止するため、サブバスケットを設定し、基本的に加入者回線設備に係る料金水準の引き上げを認めないこととしている。

区分(バスケット)	主な具体的料金
電話、ISDNサービス	通話料・通信料、番号案内料
(サブバスケット) 加入者回線設備を用いて提供される電話及びISDNサービス	基本料・施設設置負担金
専用役務	専用料

【注】対象サービスの収入は、NTT東西の電気通信事業営業収益(3兆9千億円)のうち、約54%(2兆1千億円)を占める(H16度決算ベース)。

多様化する料金体系

■ 通信量によらない料金体系（従量制⇒定額制）

- 1999年 NTT東西 ISDNで定額制プラン開始(試験サービス)(8,000円/月(+ISP料金))
- 2001年 ソフトバンク ADSLで定額制プラン開始(2,830円/月)
- 2001年 有線ブロードネットワークス FTTHで定額制プラン開始(5,800円/月)
- 2003年 au 携帯電話でパケット定額制プラン開始(4,200円/月(+基本料))
- 2004年 NTTドコモ 携帯電話でパケット定額制プラン開始(3,900円/月(+基本料))
- 2004年 ホーダフォン 携帯電話でパケット定額制プラン開始(3,900円/月(+基本料))
- 2005年 ウィルコム PHSで定額制プラン開始(2,900円/月【ウィルコム間通話】及び電子メール)

■ 距離によらない料金体系（距離区分⇒全国一律）

- 2001年 FUSION 中継電話で全国一律料金プラン開始(全国一律20円/3分)
- 2003年 ソフトバンク 050IP電話で全国一律料金、加入者間無料プラン開始(全国一律7.99円/3分 加入者間無料)
- 2003年 平成電電 ドライカッパを利用した新型直収電話で全国一律プラン開始
(全国一律6.8円/3分 別途300円/月で加入者間無料)
- 2004年 日本テレコム 新型直収電話で市外一律料金プラン開始(市内8.295円/3分 市外15.645円/3分)
- 2004年 NTT-COM 中継電話で県内、県間一律料金プラン開始(県内8.4円/3分 県間15.75円/3分)
- 2005年 NTT東西 加入電話で県内一律料金プラン開始(県内7.5円/3分+100円/月(プラン2))
- 2005年 KDDI 新型直収電話で県内、県間一律料金プラン開始(県内8.4円/3分 県間15.75円/3分)

■ サービス区分によらない料金体系（役務別料金⇒セット料金）

- 2000年 NTTドコモ、2001年 au、J-フォン(当時)
携帯電話のプラン料金に含まれる無料通話分を通話のみならずパケット通信にも適用
(3,900円/月(うち無料通話料1,100円:ドコモおはなしプラスMの例))
- 2003年 KDDI 電話、データ通信、放送サービスのバンドル料金プラン開始
(3サービス込みで7,297円/月+通話料)

ブロードバンド時代の統合型サービスの展開

- 電話、テレビ放送、インターネット接続の3つのサービスをブロードバンド(高速大容量)通信で統合して提供するビジネスモデルが登場。
- こうしたサービスは、ソフトバンクBBがADSLを中心に手がけていたが、KDDIは、光ファイバ上で平成15年にいち早くこのサービスを開始。また、平成17年に入り、NTT東西が電気通信役務利用放送事業者と共同で参入するなどしている。
- ケーブルテレビ局統括運営会社のジュピターテレコムも同様のサービスを平成16年4月から提供開始し、同7月にはFTTH統合型サービスを開始。

	電話サービス	テレビ放送サービス	インターネット接続サービス	3サービス込みの基本料金※
光プラス (KDDI)	光プラス間等無料 国内8.4円(3分)	多チャンネル放送(30Ch、 CS番組) VOD(約4,000本) 通信カラオケ	最大100Mbps	9,765円(一戸建) 7,297円(集合住宅)
Yahoo! BB光 (ソフトバンクBB)	BBフォン間無料 国内7.875円(3分)	多チャンネル放送(26Ch、 CS番組) VOD(約5,000本)	最大100Mbps	11,066円(一戸建) 6,867円(集合住宅)
フレッツ光プレミアム (NTT西+OCN+ オンデマンドTV)	ドットフォン間無料 国内8.4円(3分)	多チャンネル放送(19Ch、 CS番組) VOD(約1,000本)	最大100Mbps	10,374円(一戸建) 7,350円(集合住宅)
J:COM (ジェイコム東京)	市内8.3円(3分) J:COM Phone間 5.3円(3分)	多チャンネル放送(81Ch、 地上・BS・CS番組) VOD	最大30Mbps	10,910円

※ テレビ放送にベーシック多チャンネル放送プランを選んだ場合の料金。

IP化の進展に対応した競争ルールの在り方

1. ブロードバンド市場の現状

2. 電気通信事業分野における競争政策の推移

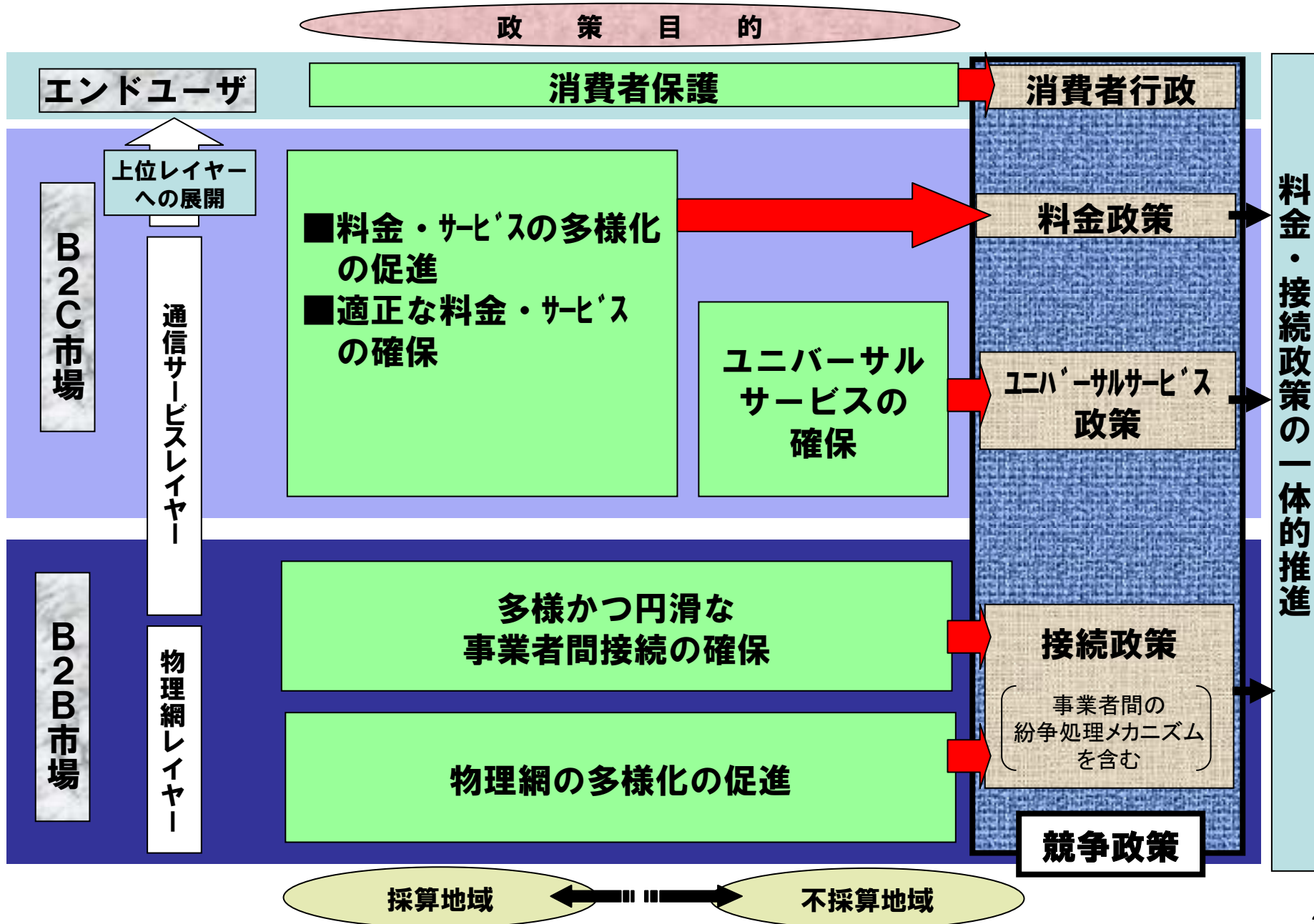
3. 急速に進展するIP化と市場環境の変化

4. 接続政策の現状

5. 料金政策の現状

6. IP化の進展に対応した競争ルールの在り方に関する検討項目

電気通信事業分野における競争政策の一体的推進



IP化の進展に対応した競争ルールの見直し—日米欧の動き

日本

- 「IP化の進展に対応した競争ルールの在り方に関する懇談会」の設置（05年10月）
- 検討アジェンダ案に関する意見招請（05年11月）
- 懇談会報告書案の公表・意見招請（06年7月）

IP化に対応した 競争ルールの見直し

米国

- FCCによるIPサービスに関する規制上の取扱いの検討（04年3月～）
- 連邦議会における連邦通信法見直しの議論（06年に議論が本格化する方向）

EU

- EU規制枠組みの見直しに係る検討項目について意見招請（05年12月）
- EU委員会報告書案の公表（06年7月）
- 法制面での修正に関する提案（06年末）
- 加盟国における新法制の施行（09年～10年）

IP化の進展に対応した競争ルールに関する検討項目(案)【1/3】

1. IP化の進展に対応した競争政策に関する基本的考え方

(1) IP化の進展に伴う競争環境の変化

- ブロードバンド時代のビジネスモデルに係る分析の枠組み
- IPベースのネットワーク構造に係る移行プロセス-----競争ルールとの関係

(2) ブロードバンド市場における競争政策の基本的視点

- サービス競争と設備競争の関係
- 競争中立性と技術中立性の確保の在り方
- 垂直統合型のビジネスモデルに対応した公正競争確保の在り方
- 検討に際しての時間軸の考え方

(3) その他

2. 今後の接続政策の在り方

(1) 接続政策に関する基本的視点

- 電気通信事業分野におけるこれまでの接続ルールに対する評価
- 市場環境の変化に即して見直し(又は維持)が必要と考えられる事項
- 垂直統合型のビジネスモデルと市場支配力の関係

(2) 指定電気通信設備制度の在り方

- 指定電気通信設備制度の枠組み(有効性に対する評価)
- 指定電気通信設備の範囲

(3) 接続料算定の在り方

- PSTNの接続料算定の在り方
- 将来原価方式の在り方

(4) 接続形態の多様化(例: トランジット、ピアリング)への対応

(5) その他

3. 今後の料金政策の在り方

(1) 料金政策に関する基本的視点

- 電気通信事業分野におけるこれまでの料金政策に対する評価
- 市場環境の変化に即して見直し(又は維持)が必要と考えられる事項

(2) プライスキャップ規制の在り方

- プライスキャップ規制に対する評価
- プライスキャップ規制見直しの必要性

(3) 新しい料金体系への対応

- ビジネスモデルの多様化に対応した料金政策の必要性

(4) その他